

新学習指導要領の全面実施と学校における働き方改革の  
ための緊急要望

全国都道府県教育長協議会  
会長 中 井 敬 三

全国都道府県教育委員協議会  
会長 遠 藤 勝 裕

本年3月には、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するため学習指導要領等が改訂されたところであり、今後、新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくことが極めて重要である。

一方で、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、教育の質を高められる環境を構築するためにも、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要がある。

そのため、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会から、国や地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者が「今できることは直ちに行う」との認識を共有し、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から取組を実行することの重要性について、緊急提言が8月になされたところである。

つきましては、都道府県教育委員会としても教育の質の確保・向上の観点から、新学習指導要領の全面実施と「学校における働き方改革」に向け取り組むにあたり、その指導・運営体制の構築について、下記のとおり要望いたします。

記

**1 新学習指導要領の全面実施に向けた専科教員の配置**

新学習指導要領では、小学校の6年間を通じた年間総授業時数が現在の5,645（1学年平均941）コマから5,785（同964）コマに増加する。これに対し、財政制度等審議会の資料では、平成27年

度の文部科学省の教育課程編制・実施状況調査では既に小学校において、それを上回る5,885(同981)コマの授業が実施されており、必要な授業時数を上回って実施している授業を振り替えて対応するべきではないかとの議論もなされているところである。

しかしながら、この調査結果は台風等による休校措置やインフルエンザ等による学級閉鎖等を想定した計画段階の授業時数を反映したものであり、上回った授業時数を振り替えれば対応可能との議論は、現場の実態を踏まえたものとなっていない。

教員の「働き方改革」が強く謳われている状況において、教員に授業時数の面で新たな負担増を求めることなく、新学習指導要領が求める授業時数増への対応と小学校中学年からの英語教育の円滑な実施を実現するためには、小学校における専科教員の配置による指導体制の強化が必要不可欠である。

新学習指導要領の先行実施が始まる平成30年度予算から年次計画で段階的に配置されなければ、新学習指導要領の全面実施が危ぶまれるだけでなく、小学校の教職員の長時間勤務に拍車をかけることになりかねない。

については、新学習指導要領の全面実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築の着実な実施が図られるよう、**小学校の専科教員に必要不可欠な教員の加配措置を確実に実施すること。**

## 2 学校における働き方改革に向けた業務改善のための体制整備

### (1) 部活動指導員の配置促進に向けた財政的支援

平成29年4月1日から施行された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第4号)」において、部活動指導員に係る規則等の整備等が盛り込まれ、同規則等に基づき学校の設置者は具体的内容の整備が求められることとなった。とりわけ中学校においては、教員勤務実態調査において部活動指導が教員の長時間勤務の要因の一つにもなっているため、今後の**部活動指導員**の配置促進は学校教育及び働き方改革の側面の両面から必要不可欠であり、国として部活動指導員配置促進を目的とした実効性のある予算措置を図ること。

## (2) 業務改善のための体制整備に必要となる経費の財政的支援

子供をめぐる課題が複雑化・多様化している中、教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校観への転換が求められている。

そのためには、主幹教諭や事務職員の配置充実等により学校の運営体制を一層強化するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、「スクール・サポート・スタッフ」や「スクールロイヤー」など教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進を図ること。

また、「統合型校務支援システム」の導入促進などをはじめ、学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進を図るために必要となる経費について、学校規模や地方の財政力によって「学校における働き方改革」の推進に差が生じることのないよう十分な財政支援を図ること。